

二十一世紀に飛翔するモデル広域消防へ

釜石大槌地区行政事務組合消防本部 消防長 湊川 孝太



当消防本部は、自治省消防庁の平成6年度モデル広域消防指定の希望調査を受けて、平成7年3月30日付で指定、高度な消防サービスを効率的に供給できる体制として広域化が必要との認識から合意を得て、平成10年4月1日釜石市消防本部と大槌町消防本部の1市1町の構成により釜石大槌地区行政事務組合消防本部として1本部2署1出張所、職員数100名（定数108名）で発足した新生の組合消防であり、岩手県内59市町村14消防本部のうち、4消防本部の単独から2消防本部が広域推進したものであります。

釜石大槌地区行政事務組合は、昭和47年に釜石市と大槌町による一部事務組合を構成し運営していたところへ、新たに消防と特別養護老人ホームが本組合へ算入し共同事務処理することとなりました。

二つの消防本部同志が一つになるに当たっては、かつて、同様にモデル広域指定された謀消防本部の消防長さんが「嫁ぎ先の味噌汁は3日で馴染むが、新世帯の味噌汁は馴染むまで日数がかかる。これまでの味は、隠し味にすべし」と名訓を示されました。当本部も同年のモデル指定ではありましたが、まさしく発足まで紆余曲折の期間を要し、発足時の談話の中で本名訓を披露され、このことを教訓として職員一同が肝に命じ、間もなく3年目を迎える今、小規模消防なるがゆえの弱点を解決していくためには、消防の充実強化と住民サービスの向上を最大メリットとして、ひたすら消防業務に邁進しているところであります。

さて、当圏域は本州で一番面積が広く、四国に匹敵する岩手県にあって、東部の陸中海岸国立公園のほぼ中央に位置し、県中央部を南北に

走る北上山地の支脈に囲まれ、太平洋に面し、海岸は紺碧で雄大な景観を誇る三陸リアス式海岸が広がり、美しい自然と、世界に名だたる三大漁場のひとつ、三陸漁場を控え、豊富な沿岸資源による山海の幸に恵まれ、突端とする半島からなり釜石湾や大槌湾が形成されており、釜石湾を眼下に昭和45年に落慶された身長48.5mの胸元に魚を抱く真っ白な魚籃観音が鎮座し、四季折々に観光客が往来、また、行き交う船舶の安全を見守っている。また、大槌湾には、作家井上ひさし原作で、NHK テレビで放送され好評を博した人形劇「ひょっこりひょうたん島」のほうらい島が沖合に浮かんでおり、更には、同作家原作の「吉里吉里人」をきっかけに誕生したパロディ独立国「吉里吉里国」があり、観光独立国として全国でもいち早く宣言した元祖的存在から旅行者のロマンを掻き立てている。

管内の総面積641.73km²で人口は66,489人となっており、往時の釜石市は、県内2番目の人口を擁し、「鉄と魚のまち」としてその名を馳せ、世界でも珍しい橋上市場で市街は活気に満ちあふれ、新日鉄釜石のラグビーは全国7連覇を制す偉業で、日本ラグビー界にその名を刻まれ、前途洋々のまちでありました。また、わが国の近代製鐵の発祥の地として、安政4年西暦1857年に洋式高炉を建設し、出鉄に成功させた南部藩士大島高任は、その名を今も知らしめております。しかしながら、基幹産業であった鉄鋼業界の合理化、また、水産業も漁獲量の減少傾向により低迷し、厳しい状況化を抱えております。

そんな中であって、当市町は、二十一世紀の幕開けを新たな施策展開として、釜石市は「未来を拓く研究開発都市」「未来を創る複合産業都市」「未来を支え合う健康福祉都市」を、大

動が迅速にできることから、住宅用火災警報器等の設置は、住宅火災による死者の大幅な低減に大きく寄与するものと考えられます。なお、住宅用火災警報器は、比較的安価であるとともに、ドライバー1本で簡単に取付けることができます。

住宅用火災警報器

火災の発生をキャッチして、いち早く知らせます。
取付けが簡単な電池式や戸外にベルなどで知らせるものがあります。

▼煙感知式
▼熱感知式

火災の煙を感知します
火災の熱を感知します

(社)日本火災報知機工業会
☎03-3831-4318
関西支店 ☎06-6245-0396
中部支店 ☎052-452-3971
(社)全国消防機器販売業協会
☎0120-119-492

3 初期消火対策

火災による被害を最小限にするために、火災を初期段階で消火する消火器は、もっとも基本的な消火機器であり、特に住宅用に開発された消火器は、軽量で、操作がしやすく家庭に備えておくことも安心です。いざというとき効果的に使用するためには、日頃より、防災訓練等で実際に使用方法の訓練しておくことが大切です。その他、住宅用消火機器としては、火災による熱を感知して自動的に消火する住宅用スプリンクラー設備、住宅用自動消火装置、レンジ用自動消火装置などがあります。これらの機器は、火災が発生すると自動的に消火を行うことから、取扱い訓練等の必要もなく、特に、高齢者、身体障害者等のいる家庭で設置することを薦めます。

4 延焼防止対策

住宅火災による死者の内、「逃げ遅れ」の次に多いのが「着衣着火」であり、寝具類や

住宅用消火器
住宅用自動消火装置

小型のものや自動消火のものなど種類が豊富にあります。

▼住宅用下方放出型自動消火装置
火災の熱を感知して天井から自動放出します

▼住宅用フードファン付レンジ用自動消火装置
初期着火に効果を発揮します

▼住宅用消火器
レンジの上から自動放出します

▲住宅用消火器
(社)日本消火器工業会
☎03-3866-6258
大阪事務所 ☎06-6941-2033
(社)全国消防機器販売業協会
☎0120-119-492

住宅用スプリンクラー設備

火災による熱を感知して、自動的に放水を開始します。

▼スプリンクラーヘッド
火災の熱を感知して部屋全体に放水を開始します

(社)日本消火器工業会
☎03-3835-4598

衣類などに防災性能を有するものを使用することで、こうした危険を減らすことができます。

また、火災が発生した際に、急激に火が拡大することを防止するために、カーテン、じゅうたんなど家庭の燃えやすい繊維製品に防災性能を有するものを使用することが効果的です。

防 災 品

火がふれても燃えにくい特長を持っています。

▼防災道具 ▼非 防 災

同時に着火して1時間後でこんなに燃え方に差がでます

(財)日本防災協会
☎03-3246-1661
地方事務所
北海道 ☎011-222-3928
名古屋 ☎052-321-4344
東京都 ☎075-211-7822
大阪 ☎06-6531-8067
九州 ☎092-271-4525

住宅火災から命を守るため、それぞれの家庭で日頃から「火の用心」を心がけるとともに、いざという時のために住宅用防災機器等を設置しましょう。

☆危険物の安全確保について

(危険物規制課)

灯油、ガソリンなどの危険物は、取扱いを一步間違えれば大きな災害につながります。危険物関係の事故の多くは、人的不注意に基づくものであり、こうした事故の発生を未然に防止するためには、危険物を取扱いする者の安全に対する意識の高揚、各事業所における自主保安体制の確立が不可欠です。

○危険物の豆知識

☆ 灯油とガソリン

灯油とガソリンの簡単な見分け方は、ガソリンはオレンジ系に着色されていますが、灯油は無色です。石油ストーブに間違えてガソリンを入れ、使用すると異常燃焼を起こし火災になることがあります。

☆ 危険物の蒸気（ガス）

ベンジンやガソリンなどの危険物は、常に可燃性の蒸気（ガス）を発生しており、温度の上昇につれてその量を増します。発生した蒸気（ガス）は空気より重いことから床などの低所を流れ、思わぬところから火災になることがあります。

☆ 噴霧状態の危険物

スプレーにより噴射される危険物は、細かい粒子であるために、燃焼に際して空気の供給状態が充分であるため容易に燃焼を開始してしまい、より危険な状態なのです。

○地震の備え

地震時には、家具の転倒又は家具からの落下、棚からの落下物等により危険物の容器は、破壊される危険性があります。危険物が一旦流出し、引火した場合、他の木材などの燃焼と異なり、火炎の成長速度、燃焼力が強いことから、火災が早く拡大します。

もう一度、身の回りの危険物の置き方、置き場所について見直してみましょう。

○危険物施設における地震の備え

危険物施設における地震対策の第一歩は、危険物の貯蔵・取扱いに係る基準を遵守するとともに、その施設を適正に維持管理することです。

皆さんの施設においても危険物施設の被害を最小限度におさえるために設備・建築物等の耐震化、防災資器材の準備などの対策及び地震後の再稼働時における対策について改めて検討を加え、より適切な地震対策を推進していく必要があります。

○危険物施設における静電気対策

危険物関係事業所における火災の着火原因の中で、静電気に起因するものは毎年上位を占めています。

静電気による火災の状況は様々で、可燃性蒸気が滞留する場所で爆発につながり大災害になることもあります。静電気の発生を無くすことは大変難しく、それ故、静電気による災害を防止するための作業服等の帯電防止、作業室の換気、排気、湿度の管理などの対策が不可欠となります。

○危険物施設の漏えい事故を防ぐ

危険物施設における漏えい事故の中で、腐食（さび）に起因するものは毎年数多く発生しています。

地下に埋設された危険物施設の腐食を発見することは大変難しく、もし発見が遅れば大量の漏えい事故につながります。また、一概に腐食といっても、その発生メカニズムは様々で、例えば、異種金属が接続されている場所、直流電気鉄道の近く、雨水の溜まりやすい所などで腐食は発生しやすく、危険物施設が設けられている場所の状況に適した対策が必要となります。腐食による漏えい事故を最小限に防止するためには、その施設に携わる人の意識の高揚が大切です。

きない存在となっており、昨年の6月から10月にかけての集中豪雨や台風による災害においては、被災市町村のほか近隣からも多数の消防団員が出動し、危険箇所等の警戒巡視、要救助者の救助、行方不明者の搜索、住民の避難誘導、土のう積み等の活動にあたり、被害の拡大防止に大きく貢献したところです。

災害時以外においても、防火訪問、応急手当の普及指導、巡回広報、特別警戒など地域に密着した様々な活動を行っています。また、これらの活動分野については、近年増えつつある女性消防団員が、その優しさやきめ細やかさを生かして活躍しているところです。

このように消防団は、地域の暮らしの安全を守るため、大変重要な役割を果たしています。

2 消防団の抱える課題

しかし一方で、近年の社会経済情勢の変化の影響を受けて、消防団は様々な課題を抱えており、組織力の低下が危惧されています。

第一は、消防団員数の減少です。平成元年には約100万人いた消防団員は年々漸減傾向にあります。第二が、消防団員の平均年齢の上昇です。昭和50年には30歳未満の消防団員の割合は40%を超えていましたが、平成11年4月1日現在では、26.0%と低下し、逆に40歳以上の消防団員の割合が34.4%を占めており、平均年齢は36.5歳となっています。第三が、いわゆるサラリーマン団員の増加です。昭和51年には42.8%であった被雇用者の方の占める割合は、平成11年では67.8%となっており、地域によっては昼間の消防力の低下が懸念されています。

3 消防団の充実強化に向けた施策

このような課題に対処し、消防団の充実強化を図るため、消防庁では、次のような施策を推進しています。

①消防団の施設、装備の充実

地域における消防団の活動拠点となる施設に対して補助を行う「消防団拠点施設等

整備事業」、無線機器や安全装備品などの消防団に必要な設備の総合的な整備に対して補助を行う「消防団活性化総合整備事業」の二つの国庫補助事業を実施しています。

②消防団員の処遇改善

地方交付税における消防団員の報酬や出動手当等の算入額の引上げを行うとともに、消防団活動において被災した場合の公務災害補償における補償基礎額及び一定期間勤めた消防団員が退職する場合に支給される退職報償金の基準額を改善するなどの措置を行っています。

③青年層・女性層の参加促進

消防団員数の減少や消防団員の平均年齢の上昇に対応するため、消防団啓発ポスター、パンフレットの作成・配布や政府提供のテレビ番組等、各種広報媒体を通じたPR等により、青年層、女性層の消防団への参加促進に努めています。

また、消防団に関する幅広い情報を提供するため、インターネットに消防団のホームページ（URLは<http://www.fdma.go.jp/syobodan/danindex.html>）を開設し、消防団活動に対する理解と協力を求めています。

4 消防団活動に対する理解と協力をお願い

火災や地震等の災害に備え、安全で災害に強いまちづくりを進めるためには、住民の皆さんの地域防災への関心を高めていただくとともに、地域全体の防災体制を確立し、その中心的な役割を担う消防団の充実強化をより一層推進していくことが重要であると考えられます。そのためには、住民の皆さん一人ひとりの消防団に対する理解と協力が不可欠です。

消防団員は、自らの仕事のかたわら、災害が発生した際には真っ先に災害現場に出動するとともに、その職務の性質上、日常においても訓練等が要求されることから、家族はもとより、いわゆるサラリーマン団員の場合に

は、企業、事業所の理解と協力が欠かせません。家族や勤め先の方々をはじめとする皆さんの理解と協力が得られてはじめて、消防団は、地域と一体となった消防防災活動を行う

ことができるのです。

消防団の充実強化のため、消防団とその活動に対する一層のご理解とご協力をお願いします。

☆風水害への備え

我が国は、おおむね温帯に位置し、春夏秋冬のいわゆる四季が明瞭に現れます。そして、四季の様々な気象現象として現れる台風、大雨、大雪などは、時に甚大な被害をもたらすことがあります。

春から夏への季節の変わり目には、梅雨前線が日本付近に停滞し、活動が活発となって多量の降雨をもたらします。

我が国は、その急峻な地形ゆえに、河川は著しく急勾配であり、豊富な降雨が短時間に流出するため、洪水などによる災害が起りやすくなっており、特に、河川水位より低い沖積平野を中心に人口が集中し、高度な土地利用が行われるなど、洪水時に河川の氾濫等による被害を受けやすくなっており、また、急峻な山地や谷地、崖地が多い上に、台風や豪雨、豪雪に見舞われやすいという気象条件が加わり、土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が発生しやすい条件下にもあります。特に、近年の林地や傾斜地又はその周辺における都市化の進展など土地利用の変化と相俟って、土砂災害による犠牲者は、自然災害の犠牲者の中でも大きな割合を占めています。

昨年、6月下旬から7月上旬の豪雨により広島県を中心に、死者・行方不明者39人、負傷者約78人、住家の全・半壊約225棟、床上・床下浸水約2万棟の被害が生じました。死者・行方不明者の多くは、土砂災害によるものです。

今年も梅雨期を迎えるにあたり、水害から身を守るために、次の点を心がけましょう。

1 災害の危険のある地域の把握

住んでいる地域や、普段から活動している

(防 災 課)

行動範囲内に、どの場所でどのような災害の危険があるか、また、過去にどこでどのような災害が発生したかは、市・区役所、町・村役場で確かめることができます。また、これらの情報は広報誌に掲載されることもあります。普段の安全な日に現地を確認しておくこと、あるいは地図の上からだけでも場所を確認しておく、いざという場合に役立ちます。

2 防災気象情報の入手

災害の発生するおそれのある気象状況を知らせる警報などの「防災気象情報」は、テレビ・ラジオなどのマスメディアを通じて伝えられるとともに、市町村長へも伝えられます。市町村長は、災害の危険が迫った地域の住民に対して「避難勧告・避難指示」を行います。この指示は、防災行政無線、広報車などによって伝えられます。防災気象情報を入手し、危険な状況になることが想定される場合、「避難勧告・避難指示」が出されないか気をつける必要があります。また、

- (1) テレビやラジオから伝えられる防災気象情報を視聴したら、再度家の周りの安全確認をしましょう。
- (2) 最新の情報を入手するように努めましょう。
- (3) 雨で増水した小川や側溝は境界が見えにくくなり、転落事故が発生します。また、土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害も起こりやすくなります。日頃安全な場所でも油断せず、危険な場所にはむやみに近づかないようにしましょう。

3 避難とその準備

- (1) 避難勧告・避難指示が出てからあわてないように、避難場所、道順、避難指示の伝達方法、隣近所との協力体制について再度確認しましょう。
- (2) 非常用持ち出し品の点検をしましょう。
- (3) 赤ちゃんのいる家庭では、粉ミルクやお湯を忘れないように準備しましょう。
- (4) 防災機関などからの避難の指示があったら、素早く避難しましょう。
- (5) 避難の際は持ち物は最小限にし、背中に背負うなどして、とっさのとき両手が自由に使えるようにしておきましょう。

4 自主的に避難する

避難勧告や避難指示がまだなくても、周囲の状況等から危険と判断した場合には自主的に避難しましょう。自主的に避難したため、難を逃れることが出来たという事例は数多くあります。「自分たちの命は自分たちで守る」という意識を持つことを心がけましょう。

5 都市型の新しい災害

都市型の新しい災害として、ビルなどの地下に大量の水が一気に流れ込んで死者が発生しています。付近一帯が浸水しそうな時などは、地下に入るのは避けましょう。

6 防災知識の習得

自治体、消防機関、自主防災組織などが開催する防災訓練、研修会、講習会、防災イベントなどに積極的に参加したり、広報誌やパンフレットを通じて、普段から防災に関する知識を蓄え、いざというときの対応力を身につけるなど、災害に対する警戒を怠らないようにして下さい。

7 自主的な防災活動

大規模な災害により広範囲にわたる災害が発生した場合には、防災関係機関などによる活動が困難になることが予想されますので、地域の住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識を持ち、自主的な防災活動を行うことが大切です。このような活動が効果的、組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織の活動を充実させ、日頃から防災用資機材の整備などを進めるとともに、風水害などの災害が発生した場合を想定して、地域の実情に応じた実践的な訓練をみなさん自身で積み重ねておくことが大切です。

住民のみなさんと防災関係機関が一体となって、より一層の防災体制の強化に努め、水害による被害をなくしましょう。

平成11年度消防功労者表彰式について

総務課

平成11年度消防功労者表彰式を去る3月8日(水)の10時00分から港区虎ノ門ニッショーホールにおいて、衆議院地方行政委員会委員長、参議院地方行政・警察委員会委員長ほか多数の来賓の御臨席のもと盛大に挙行いたしました。

今回受章された方々(団体)は

- 1 防災思想の普及、消防施設の整備、その他災害の防ぎよに関する対策、消防教育の実施についてその成績特に優秀な者
- 2 永年勤続し、その成績が優秀で他の模範と認められる者
- 3 防災思想の普及、消防施設の整備、その他災害の防ぎよに関する対策の実施について、その成績特に優秀でかつ他の模範となると認められる消防機関等で受章者(団体)は次のとおりです。

消防庁長官定例表彰受章者

功労章	173名
永年勤続功労章	2,346名
表彰状	5名
計	2,524名

消防庁長官定例表彰受章機関

表彰旗	45機関
竿頭綬	41機関
計	86機関

式典では、東尾総務課長の司会により進行し、鈴木消防庁長官の「式辞」の後各表彰ごとにそれぞれの代表者に章記等を授与しました。最後に受章者の代表が「謝辞」を述べ、表彰式を終了しました。

なお、今回の代表謝辞者及び代表受領者は次の方々です。

代表謝辞	福岡県	飯塚地区消防本部	消防正監	和多	重隆
功労章	福島県	鹿島町消防団	団 長	高橋	好三
永年勤続功労章	秋田県	秋田市消防団	副 団 長	佐藤	鈴雄
表彰状	静岡県	静岡県消防学校	校 長	田中	溢郎
表彰旗	佐賀県	呼子町消防団			
竿頭綬	広島県	安浦町消防団			



消防研究所の一般公開について

消防研究所では、平成12年度科学技術週間（4月17日(月)～23日(日)）における行事の一環として、下記のとおり一般公開を行います。

記

- 1 概要 消防研究所において行っている消防防災の科学技術に関する基礎から応用までの幅広い研究、開発の内容について、実験の実施、写真パネルの展示、ビデオ放映等によりご紹介します。
- 2 日時 平成12年4月21日(金)
10:00～16:00
- 3 場所 〒181-8633 東京都三鷹市中原三丁目14番1号
消防庁消防研究所
- 4 対象 一般（無料）
- 5 問い合わせ先

消防庁消防研究所庶務課

電話 0422-44-8331

なお、消防研究所ホームページ（<http://www.fri.go.jp>）にも掲載しております。

平成12年2月の主な通知・通達について

発 番 号	日 付	あ て 先	発 信 者	標 題
消防災第10号 消防危第11号	平成12年 2月1日	各都道府県消防主管部長	防災課長 危険物規制課長	「火災・災害等即報要領について」の運用上の留意点等について
消防危第12号	平成12年 2月1日	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」の一部改正について
消防救第21号	平成12年 2月7日	各都道府県消防主管部長	救急救助課長	ヘリコプターによる救急システムの推進について
消防救第22号	平成12年 2月7日	各都道府県知事	消防庁次長	救急事故等報告要領の一部改正について
消防消第39号 消防特第12号	平成12年 2月7日	関係道県消防防災主管部長	消防課長 特殊災害室長	消防団に係る原子力防災研修の実施について
消防震第2号	平成12年 2月10日	各都道府県消防防災主管部長	震災対策指導室長	地震防災強化計画の見直しについて
消防災第16号	平成12年 2月15日	各都道府県消防防災主管部長	防災課長	都道府県地域防災計画の修正について
消防救第46号	平成12年 2月15日	各都道府県消防防災主管部長	救急救助課長	場外離着陸場における離着陸許可基準の改正について
消防救第47号	平成12年 2月15日	各都道府県消防防災主管部長	救急救助課長	消防機関と空港の管理者との連携強化について
消防救第49号	平成12年 2月16日	各都道府県消防防災主管部長	救急救助課長	救急功労者表彰要綱の制定について
消防予第48号	平成12年 2月18日	各都道府県消防主管部長	予防課長	基準の特例を適用した検定対象機会器具等の取扱いについて
消防危第18号	平成12年 2月18日	各都道府県知事	消防庁長官	平成12年度「危険物安全週間」の実施について
消防災第19号 消防情第20号	平成12年 2月21日	各都道府県消防防災主管部長	防災課長 防災情報室長	コンピュータ西暦2000年問題に係る閏日の消防防災機関の対応について
消防予第53号	平成12年 2月28日	各都道府県消防主管部長	予防課長	特定消防機器等の性能鑑定について

☆テレビによる防災キャンペーン（4月分）☆

ご 存 じ で す か ～ 防 災 ミ ニ 百 科 ～		
放 送 日	主 管 課	テ ー マ
4月13日	防 災 課	(仮)少年消防クラブの活動～フレンドシップ2000

3月の広報テーマ

- ☆ 3月7日は消防記念日
- ☆ 少年消防クラブ活動の理解と参加の呼びかけ
- ☆ 春の行楽期における火災の被害防止
- ☆ 防火管理の充実

訂正並びにお詫び

消防の動き348号の中で次の箇所には誤りがありました。

29頁 寺村 映 殊災害室長が正しくは特殊災害室長となります。

編集後記

3月になり日々春めいて桜のつぼみもふくらむ時期となってきました。今月は、年度末ということもあり、なにかと慌ただしい毎日ではないかと思えます。

早いもので私もこの「消防の動き」の編集に携わってから1年が過ぎようとしています。消防庁唯一の定期刊行誌であります「消防の動き」は、昭和46年からの発行という歴史があり消防庁のシンボルとなっています。しかし、消防に13年携ってきた私でありましたが、この存在を知り、目にしたのは消防庁へ来てのことでありました。この理由としては、消防本部への配布数が各1部のみであるという状況があることと思えます。

この対策として、一年前からインターネットを利用した、消防庁ホームページ上での紹介を始めました。この方法を使うことにより、今まで以上の広報効果が上がり、消防職団員約111万人の目にも触れる機会が飛躍的に増えたのではないのでしょうか。しかし、その反面、編集にもより一層責任を感じるようになりました。(日本全国の人からも全世界の人からも見られている!!)

これからも一層の内容の充実を図り、積極的に広報活動を展開して行きたいと思えます。なお、来月号からは新たに担当者が変わりますが、この伝統を無くさないよう継承しますので引き続きご愛読の程よろしく願います。

(消防の動きアラカルト：表紙の題字「消防の動き」は、当時の石見消防庁長官の自筆で昭和57年4月から使用)
(K.F)

消防庁ホームページ

<http://www.fdma.go.jp/>

編集発行

消防庁総務課

〒105-8489 東京都港区虎ノ門

2丁目2番1号

TEL 03(5574)0121